

様式第4号（第28条関係）

沖市指令第 号
令和3年 月 日

行政財産使用許可書

様

沖縄市長 桑 江 朝千夫

令和3年 月 日付けで申請があった行政財産の使用については、
地方自治法第238条の4第7項の規定により、下記のとおり許可し
ます。

記

1 使用許可財産

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1)種類及び名称 | モータースポーツマルチフィールド沖縄 |
| (2)所在地 | 沖縄市字倉敷152番地8 |
| (3)使用面積 | 1 m ² （1台） |

2 使用許可内容

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1)使用目的 | 自動販売機設置 |
| (2)使用期間 | 令和3年 月 日 から
令和4年 月 日 まで |
| (3)使用料 | ※設置箇所①：19,850円
※設置箇所②～③：650円 |
| (4)使用料納入期限 | 令和3年 月 日 |
| (5)光熱水費等の負担 | 使用者による負担 |

3 使用許可条件

(1) あらかじめ書面により承認を得た場合のほか、本使用許可書に明示した以外の使用目的に使用しないものとする。

(2) あらかじめ書面により承認を得た場合のほか、使用財産の原形を変更し、又は工作物を設置しないこと。

(3) 使用者は、使用財産を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(4) 市長は、次のア、イ又はウのいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

ア 市において使用許可財産の使用の必要又は特別な理由があるとき。

イ 使用料を滞納したとき。

ウ 使用者が許可条件に違反したとき。

(5) 使用期間が満了し、又は使用許可が取り消された場合は、使用者の負担において使用財産を原状に回復し、使用期間満了の日又は市長の指定する期日までに返還すること。

(6) 使用者は、その責に帰する理由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 使用財産に使用者が要した有益費は、これを請求しないこと。

(8) 使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることにより、使用者に損失が生じる場合があっても、その補償を要求しないこと。

(9) 市において必要があるときは、使用財産について、検査、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。